

## 新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 33 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 29 年 4 月 7 日（金曜日）		
開 会	午前 9 時 59 分	閉 会	午前 10 時 53 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子 星見 健蔵 横山 明 伊藤 幾子 長坂 則翁 桑田 達也 房安 光		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：岡本 幸子 議事係主幹：毛利 元		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：小林 俊樹 庁 舎 整 備 局 次 長：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：坂本 欣生 庁 舎 整 備 局 主 幹：田中 友一 庁 舎 整 備 局 主 任：北村誠太郎		
傍 聴 者	2 名		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午前 9 時 59 分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆様、おはようございます。閉会中の大変お忙しい時期に特別委員会を開催、大変ありがとうございます。

それでは、ただいまから新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の皆様にご報告します。本日、委員会条例第17条第1項に基づき、3名の方の傍聴を許可しましたので、報告をいたします。

それでは、まず総務部長、御挨拶とまた人事異動もありますので、紹介がてら、よろしくお願ひします。

総務部長。

○河井登志夫 総務部長 改めまして、おはようございます。29年度第1回目の委員会でございます。本日もよろしくお願ひをいたします。

本日は、このレジュメにありますように、3点につきましての内容につきまして、御説明なり御意見等を伺いたいというふうに思っております。

今、委員長様言われましたとおり、4月の定期人事異動で、この庁舎整備局も異動がございましたので、2名が昇任なり異動でかわっておりますので、自己紹介という形で御紹介をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 失礼します。私、局次長ということで、昇任させていただきました。尾坂といいます。よろしくお願ひします。

○坂本欣生 庁舎整備局長補佐 失礼します。3月までは保健医療福祉連携課で保健所準備のほうを担当しておりましたが、この4月から庁舎整備局局長補佐となりました坂本と申します。よろしくお願ひいたします。

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、まず初めに、庁舎棟の建築工事の落札の選定方法など、発注方針についてをお伺ひいたします。

これまで、本特別委員会では、落札者選定方法など、発注方針について一通り説明を受けてまいりました。また、さきの予算審査特別委員会新庁舎建設分科会においても、入札における落札者の選定方法は、価格評価方式がすぐれているという意見が多かったと、分科会長報告で行っておるところでございます。そこで、本日は、これまでの委員の御意見、経緯等も踏まえ、執行部が作成しております庁舎棟建築工事の落札者選定方法など発注方針について説明を受け、本委員会としてこの方針のとおり進めることを確認したいと思ひます。

それでは、説明をお願ひいたします。

尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 済みません、それでは、庁舎棟の建築工事の落札選定方法など、発注方法についてということで説明させていただきます。

まず、お手元の資料1、A4の2枚をホッチキスどめでした分で説明させていただきます。鳥取市新本庁舎建設工事発注方針ということで、市の方針を定めております。

鳥取市新本庁舎の建設工事については、新本庁舎建設工事発注方法等に関する提言を尊重す

るとともに、前回の市議会での御議論を踏まえ、次のとおり、方針に基づき、建設工事を発注することとしますということです。

1 番目として、発注方法ですが、新本庁舎建設工事は、品質や競争性に十分配慮した上で、鳥取市内に主たる営業所を置く建設業者、これは市内業者といますが、建設工事を受注しやすい分離分割発注とします。

2 番目として、発注時期ですが、分離分割された工事のうち、庁舎棟建築工事などの 8 工事は平成 29 年度、立体駐車場棟建築工事など 2 工事は平成 30 年度、植栽工事は平成 31 年度にそれぞれ発注をしていきます。

3 番目として、入札方法ですが、本市が定める建設工事に関する入札方法に基づいて発注していきます。なお、提言において、発注に当たり留意することとされた庁舎棟建築工事の落札者選定方法について、総合評価方式と価格評価方式を検討しました。今回の工事は、実施設計を経た図面や仕様に基づく施工になるため、技術提案の余地が少なく、設計者監理により工事品質を担保する予定であることを踏まえると、短期間で落札者を選定できる価格評価方式のほうが工期確保の面で利点があり、平成 31 年秋の開庁スケジュールにも資することから、価格評価方式を選定することとします。

4 番目として、入札参加形態です。昇降機工事と植栽工事を除く 9 工事については、工事規模から共同企業体への発注を基本としますが、その構成員数及び出資割合は、それぞれの発注公告で定めます。

次に、共同企業体の結成方式は、入札前結成方式、注の 1 ということで下に書いておりますが、これを基本とします。庁舎棟建築工事につきましては、競争性の確保のため、入札後結成方式、注の 2 と注記しておりますが、とします。

続きまして、次のページです。5 番目として、入札参加資格。(1) 番として、地域要件ですが、市新本庁舎建設工事は、市内業者へ限定して発注することを原則とします。ただし、庁舎棟建築工事、電気（強電）工事、空調換気工事の 3 工事については、共同企業体の代表者のみ、市内業者に加え、市外に主たる営業所を置く建設業者、これは市外業者といますが、を含めて対象とします。代表者以外の構成員は市内業者に限定します。また、昇降機工事は、昇降機の製造、設置を行える市内業者がないことから、市外業者へ発注します。

(2) として、発注等級です。発注工事が鳥取市建設工事入札参加資格審査要綱第 4 条に定める発注工事種別の場合、市内業者へ求める鳥取市建設工事入札参加資格者格付要綱第 3 条に定める格付等級は、最上位等級とします。なお、市外業者に対しては、格付等級にかわる参加資格を工事ごとに求め、発注公告で定めます。

(3) として、その他です。上記のほかに必要な入札参加資格は、工事ごとの発注公告で定めます。

6 番目として、発注概要ですが、発注工事ごとの入札方法等の概要は別紙のとおりとします。この別紙の関係は次の表になります。次のページの表となります。

発注概要として、工事区分ですが、これは 1 の発注方法のところ該当しますが、11 の工種に分離分割発注をしていきます。

入札方法として、入札方法は、各工事ごとに公募型指名競争入札、あと制限つき一般競争入札ということになりますが、選定方法につきましては、価格評価で全てのものを行っていきま

す。  
参加形態ですが、4の入札参加形態に対応しております。下の2つですね、造園と機械器具の昇降機については単体ですが、それ以外は共同企業体、あと、結成方式ですが、共同企業体の場合の結成方式となりますが、庁舎棟の建築工事は入札後決定、あと、それ以外のものについては入札前結成の方式となります。

地域要件ですが、建築の庁舎棟、あと電気の強電、あと館の空調につきましては、代表者のみ、市外業者を含むという形態になります。次に、丸で表示をしておりますが、市内と市外の該当のするところに丸をつけております。続きまして、発注等級ですが、建築、電気、管、造園の最上位級、A級の業者を対象としております。

続きまして、青の横線で引いておりますけど、平成29年度発注分、平成30年度発注分、平成31年度発注分というようなスケジュールを記入しております。

説明は以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明いただきました。

委員の皆様、御質問、御意見等ございましたらお願いします。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 制限つき一般競争が3つの工事になってるわけですけど、事前審査方式でいくのか、事後審査でいくのか、その点はどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 事前審査ということですのでしていきます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それから、工事の大小いろいろあると思うんですけども、一般競争の場合に、名乗り出るところ、応募してくるところが1つしかない場合、そういった場合は、この入札は成立するのか、それとも複数応募するまでかけていくのか、その点の考え方はどうでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 具体的な条件については、直前の審査会等で決定していくことになるんですけども、基本的には、入札に参加できる企業が、入札の要件で5つ以上できるような枠組みというのをつくっていくんですけども、その5つ以上、入札が可能な枠組みをつくりま

すけど、結果として1社しか入札がないということも当然あり得るんですけども、それは認める方向で考えていこうと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 具体的には審査会で何か決めていくっていうようなことを言われましたけど、総合評価とかのそういう入札じゃない場合、一般競争入札の場合も、どういった、それこそ複数、手が挙がらなかったら再度やり直すだとか、そういった細かいことは何かそういう決める会でもって決められるということですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 指名審査委員会という組織がありまして、基本的に普通の工事であれば、10社指名をしていく、してもらうんですね。してもらい、その指名の条件っていうのもそこで諮っていただいて、こういう条件が今回の入札にはふさわしいだろうということで、決定して公告を出していくということになるんですけども、単体であれば当然10社指名できるということになりますけども、JVの場合は、最上級、このAランクが、社数が限られておりますので、10社満たせない場合も出てくるんですけども、その場合でも5社はグループが組めるような形で、入札の条件を審査会で決めてもらうということになりますので、そういうことで、実際、そのグループが応募してくるかどうかは当然わからないことなんですけども、形としては5社以上の参加が見込めるという条件をつくって、発注公告をかけていくということになります。その中で、実際、応札したのが何社ということは結果として出てくるわけですけども、その発注要件を決める中で適正にやっていたら、たとえ1社であっても、だめだということにはならないということを考えているということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 ちょっと私の理解が悪いのかもしれません。指名競争入札の場合は、指名するから、こことこことこことこことが対象になるから、ぜひよかったら手を挙げてくださいねみたいなことですよ、指名っていうのは。だけど、一般競争入札は、事前審査っていうことは一定の基準があって、それをクリアすれば、誰でも応募できるわけじゃないですか。その言われているのは、指名競争入札の場合のことなのか、それとも、指名であろうが、一般競争入札であろうが、とにかく複数応募できるような条件をつくるのでっていうことなんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 おっしゃるとおりで、どちらの方式であれ、そういうものを経た後で公告をしますし、制限付一般競争入札の場合は、そういう条件を示した上で、入札に参加するかしないかというのをまた書面で出していただくようなことになりますので、そういう手続を踏んでいくということになります。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、ちょっと重複する部分があるかもしれませんが、4点ほどなんですけど、まず、第1点なんですけども、こちらの発注方法1ですね、鳥取市内に主たる営業所を置く建設業者ってありますけども、この主たる営業所を置く建設業者っていうのは、ゼネコンなんかもあるわけですよ、支店とかになる。そういうところも含まれての分離分割発注っていうことになるのか、まず、ここをちょっと教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 主たる営業所っていうのは、簡単にいうと本店ですね、それで、全国的なゼネコンさん等の場合は違うと。この主たる営業所っていうのは、変わった表現をしているのは、例えば大手のゼネコンさんとかで、登記上は発祥の地に置いているけども事実上の本店は東京にあるとか、そういうような場合がありますので、本来の事業をやる意味での本店というものを主たる営業所というような言い方をしておりますので、こういう表現をこういう方針上は使っているということで、実質、一般的にいうものの本店という考え方をさせていただ

れば結構ですので、ここでいう、市内業者に出すっていうことであれば、市内に本店を持つ地元業者って理解をいただければいいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 やはり、皆さん、市内の業者の方とか、私たちにとっても、やっぱり市内の業者にしてほしいっていうのがまず大前提なんですけども、この中でどっかで、何度も申しわけないんですけど、大手ゼネコンが入るっていうことは、この中ではないと思っておいてもよろしいですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 済みません、別表を、ちょっと発注概要という表を見ていただけたらと思うんですけども、ちょっと小さくて見にくくて申しわけないんですけど、地域要件というところがあって、その隣にJV代表、市内、市外というようなことで丸印がついています。次に、構成員で市内、市外で丸印がついていますけども、そのまず上から2行目の庁舎棟というところに、このJV代表者で市内と市外、それぞれ丸がついてますね。これはどういう意味かといいますと、市内企業が代表企業になって、構成員も市内企業で、グループをつくって参加するというやり方はオーケーですよ。それともう一つ、市外企業が代表企業になって、構成員に市内企業が加わって、入札に参加するっていうのはオーケーですよということなので、どちらの可能性もあるということです。ですので、市内業者さんの考え方で、自分たちは大手と組んで参加をしようとするか、自分たちだけ市内で組んで参加しようとするかということで、どちらでも選択ができるというような方針になっております。ですので、この庁舎棟と電気の強電という、ちょうど真ん中辺にありますけども、それが市内にも市外にもJV代表者の欄に丸がついておりますし、下から4行目の管工事の空調換気のところにも市内、市外の両方に丸がついていますので、この3つについては、代表企業に市外が加わってこられる可能性もあるし、逆に加わらないで市内だけの可能性もある、両方があるというふうに理解をいただければと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 じゃあ、2点目なんですけど、これで市内の業者が中心になって、こうやって入札できるっていうことで、いいことだなと思っております。それで、その中でも、あと事前のための入札の結成の参加形態ですね、結成は入札前っていうのがありましたけども、この庁舎に関しては入札後って書いてあるのは、済みません、もう一度ちょっと説明をお願いできませんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 これは提言書の中でそういうような提言がされているわけですけども、庁舎棟の場合はJVの構成員が多くなるということもありまして、例えば3つで、例えば市内が代表者になられて3社でJVを組む場合、先ほどちょっと言いましたけど、5社が入札に参加しようと思うと、3掛ける5で15社という最上位ランクが必要になるわけですけど、実は鳥取市の格付では14社しかAランクがないというようなことなんです。ですので、この時点で、5グループというのはなかなかできにくいんじゃないかということがあって、そういう

ことであれば、市内だけ 5 グループをつくって、全社がとにかく参加するというでグループをつくられるとしても、一般的に確保しなければいけない 5 社というものが満たせなくなってしまうのではないかと、そういうようなことがありましたし、それから、やはり過去の議論の中でも、過去 15 年間の鳥取市内の A ランク業者の施工実績等の資料の提出を求められて出しているんですけども、そういう中で、やはりこれだけ大規模の工事を市内の企業だけの J V でやった実績がないというようなこともありまして、そういうことを総合的に見る中で、地元企業のやる気を阻害するものでは当然あってはいけないんですけども、やはり競争性というものを考えると、市外も入れざるを得ないという意見が主流を占めまして、そういうことで、この 3 つの特に大規模な工事につきましては、市内でも市外でも代表企業になれることで競争性を確保しようという方針になりまして、それが提言としてあらわれてきていると。ですので、市としてもその提言を尊重して、このような考え方をとったってということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、ありがとうございます。

それで、J V の比率なんか、組むのはあくまでもこれは市内の業者のほうで自分たちで決めるっていうスタンスでよろしいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい、一般的には、先ほども言いましたように、今全ての入札要件が決まっているわけではございませんけども、一般的には J V を構成する場合は、1 社の出資比率は何%以上っていうようなことは公告上定めます。その中で、1 社何%以上というのをクリアする中で、実際に代表企業は何%で、2 番目の構成員が何%で、3 番目が何%っていうのは自分たちの中で話をして決めていただくとということになります。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 わかりました。

じゃあ、最後ちょっと要望的なことになると思うんですけども、できたら、やはり鳥取市の経済とかを押し進めていく上で、市内での資材調達、その辺のところも重点的にやっていただきたいと。あくまでもこれはゼネコンというか、それこそ業者側が決めることだと思いますけども、要望として、やはり大きなものが動いていきますので、できたら市内で資材調達できるものがあれば、一生懸命そちらのほうでっていうことをお願いしたいと思うんですけども。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 設計金額を出す場合には、ある程度見積もりを地元企業も調達できるようなところからとって設計をしてくださいということは当然あるんですけども、最終的に企業側が調達する場合において、なかなか必ずどこというものが指定できるものではない部分がありますし、あるいは、やはり物すごく大きな建物で、例えば鉄骨とかセメントとかにしても一定の規格のものが必要なもので、そういうものが本当で市内だけで調達できるかどうかというような問題も絡んできますので、あんまりこちら側がこうしてああしてというのはなかなか決められるものではなくて、設計書上そういう一定の強度を出す、一定の品質を出すためにこの水準のものを使ってくださいというものが地元でも調達できれば、そういう方向の設計を見れば

考えてもらえるかもしれませんが、全部がもうそのとおりにということまではできないというのが入札の仕組みであるというふうには理解をしていただければというふうに思います。

◆米村京子 委員 いいです。

◆寺坂寛夫 委員長 いいですか。

そのほか、御意見等、御質問ございますか。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 きょうのペーパーで、それぞれ発注等級が書いてありますよね。それで、この電気の弱電の関係は、発注設定はないとか、あるいは一番下の昇降機もそうなんですけども、植栽なんかは発注等級が定められておるにもかかわらず、それはどういった理由で格付設定はないのか、その理由を教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 済みません、市の中では検査契約という部局がありまして、参加を受け付けて、その中で通常評価されてる点数とかで等級というのを定めてはいくわけなんですけども、電気通信とか昇降機なんかに関しましては、企業数が限られているということや、こういう分野の発注が比較的少ないというようなこともあって、主としての格付そのものがなされていないということでありまして、これはちょっと私どもが直接格付作業をしてるわけではないので、具体的なことはちょっと理解していない部分なんですけども、市の格付基準として、この建築一般とか電気、管工事等についてはランクを定めて、あらかじめ格付をして、そのランクごとに発注基準を設けているんですけども、この今言われました2つについては、そういう格付基準が設けられてなくて、発注する際に適切なものというのを報告をつくる際に審査をして決めているというのが実態だということでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 長坂委員。

◆長坂則翁 委員 所管が違うということのようだけでも、あるべき姿ですか、じゃあ、本当に。例えば弱電の関係でも、23カ月もかかる工期ですよ。それがそういったものがないっていうのは、いささか矛盾を感じる、ちょっと矛盾を感じたもんですから。植栽の関係でも明確に造園A級っていう、いわゆる定められとるじゃないですか、発注等級が。だから、弱電の関係がなぜないのかな、エレベーターの関係はちょっと別にしても、なぜなのかなっていう、ちょっとその確固たる理由が聞きたかったもので。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 これは、ちょっと専門ではないので、100%合っているかわからないんですけども、うちが今回、この発注の仕方を考える中で、過去の実績っていうのをそれぞれの事業で調べる中で、電気通信で単独で発注しているという事例が鳥取市ではほとんどないということとして、というのが、小規模な工事であれば、電気、強電も弱電も一括でどんと発注をするという、一括発注をしているという状況があります、金額が少ないので。そういう場合であれば、当然、両方ができるという意味合いで、電気工事業者を選定して出していくということがあるので、余りその電気通信、これぐらい大きい単位の規模になって、単独発注することがなかったというのが実態としてあって、入札を基本的に年に何回もしないようなものにつ



いてまで格付を行わないという整理がどうもされているようですので、そういうことでこれまで格付が行われてないようだというのが実態的な印象であります。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 あと一つだけ。その低入札の価格調査の対象になる工事は、庁舎棟の建設がそうかなと思うんですけど、それ以外にあれば教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 建築一般の工事が2億円以上、それからそれ以外は、1億円以上の工事につきましては、その調査対象になるということです。

◆伊藤幾子 委員 建設を2億で、それ以外は1億ですか。

○小林俊樹 庁舎整備局長 はい。

◆伊藤幾子 委員 そうですか、はい。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 意見はないようですが、それでは、異論はないようですので、本特別委員会として、執行部の発注方針のとおり進めることを確認したいと思います。

確認したということによろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 それでは、次の項目でございます。新本庁舎平面計画の変更についてをお願いいたします。

尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 図面が2つあると思いますが、資料2、A3の縦で、上のほうに旧、下のほうに新ということで書いてある図面を見ていただけませんか。この1階ですけども、上のほうに旧って書いてあるのは、去年の基本設計のときの図面です。下のほうが、今現在の最新の新しい平面図になります。

ここで変わっているのが、まず、建物の内部の窓口の配置についてです。窓口の形は変わっておりませんが、上の旧のときは、中央のへこんだところより右側が福祉総合窓口、左側が市民総合窓口でありました。内部で検討した結果、それをひっくり返しております。下の新のほうは、中央のへっこんだところより右側が市民総合窓口で、左側が福祉総合窓口という、窓口をひっくり返しております。それに伴いまして、待合のところのキッズコーナーの辺が位置が変わっております。あと、外回りになりますけども、国道53号線、右側のほうの下の、隅切りといいますけど、南側を通る市道と国道53号線の角のところの切り方が大きく変わっております。これは手続をする上で調整させてもらいまして、こんな形になっております。市民交流棟の平面図が多少変わっております。

続きまして、2枚目に移らせていただきます。6階の平面図になります。大きく変わっているのは、南側、下側の監査事務室、監査の関係の委員室と監査委員事務局の部屋が、旧のほうは左側にありましたが、新のほうは右側に移っております。それに伴いまして、会議室の

配置もちっちゃい部屋と大きな部屋が右と左が反対になっています。監査事務局のところの一部屋ふえております。包括監査委員室っていうのが新しくふえたことになっております。あと、その上の印刷室の辺が多少変わっているところがあります。印刷室の横に健康の相談室っていうのが前あったんですけども、印刷室の音の関係でちょっと離れたというような経過があります。

続きまして、次のページですけども、駐車場の関係です。駐車場につきましては、前回の 2 月議会のほうで、防災倉庫の位置を多少変わるということになりましたので、前は北側の立体駐車場の横に防災倉庫を予定していたんですけど、西側のピンクのところを防災倉庫ということで決まりましたので、そちらのほうに防災倉庫を記入しておりますし、立体駐車場のほうの整理をしまして、立体駐車場の台数が 100 台から 110 台というようなことで、ふやすことができます。立体駐車場のこれ、2 階の図面が描いてありまして、1 階から西側のスロープを通過して、ぐるりと上がるような計画にすることができております。古い図面を見ていただくと、1 階防災倉庫の下のスロープを通過して、来庁者用の駐車場の通路を通過して、立体駐車場の 2 階に上がっていくっていうような計画にしておりましたが、それが、来庁者用駐車場と立体駐車場、公用車の駐車場の動線といいます、車が交わらないような計画ができて、すっきりしたと思います。

変更点の説明は以上となりますが、もう一つ、A 3 の横の平面図をつけておりますが、これにつきましては、参考となりますが、1 階から 7 階までの平面図を改めてつけさせていただいております。一番最後のページの上のほうの平面図が議会、議場の辺の平面図となっておりますので、参考としてください。

説明は以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 説明いただきました。

委員の皆様、質疑、御意見等がございましたら、お願いいたします。

米村委員。

◆米村京子 委員 済みません、ちょっと駐車場なんかの出入り口の幅なんかはどれぐらいになっているのかっていうのと、大型車両、何かの防災のときに関しての、大型車両はどういう形で十分とれているのかどうかっていうことをちょっと知りたいんですけども。

それと、防災倉庫がありますね、ここに。防災倉庫の、それこそ出入り口ですね、いろんなもん搬入、搬出するのはどちらのほうから搬入、搬出するのかもちょっと教えてください。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 駐車場の話で、まず、出入り口という話がありましたけど、公用車のほうの駐車場は北側の市道扇町幸町 1 号線、この図でいうと、上のほうですね、上のほうのところから出入りすることになりまして、これ 2 階の図面でちょっと見にくいんですけども、その北側道路に面するところに縦に小さい線が入っておりますけど、これが車の出入り口で、人が通るための横断歩道みたいな形で表記してありまして、ここから公用車は出入りをするということになります。ですので、幅としては大型車でも通れるような、3 メーター 50 ぐらいの幅を確保することというような予定にしております。それで、防災の際の大型車の出入りという

のはそちらではなくて反対側の、この図でいうと下側ですね、イオンさんとの間の道から出入りすることになりまして、このあたりも、ちょっと出入り口の図を比べていただければと思うんですけども、先ほどの 3 枚目の旧新の表がありますけども、そこで、建物の一番近い側のところの、その隅切りが少し、以前の図よりも大きくしてあって、バス等大型車でも曲がりやすいようにということで、反対側の公園に近いほうですね、こちらも若干、はっきりは見えませんが、この辺も曲がりやすいように広く変更を加えているということでございます。

あと、防災倉庫の関係ですけれども、2 月議会で防災備蓄倉庫をこの駐車場の敷地内ではなく単独で設けるという方針が決まりましたので、それに伴って移動したわけなんですけども、具体的な面積等は今後、危機管理課のほうで設計で詰めていくことになっていきますけども、アプローチの出入りについてですけども、北側のほうの道は一般市民の住宅等になりますので基本的には使わないっていう考え方で、駐車場ですね、イオン側の駐車場のほうの入り口から入りまして、この市民向け駐車場と防災倉庫の間というのは平たんにつながって、アプローチできるようになっていますので、こちら側から基本的にはアクセスをしていくと。防災倉庫側は、トラック等の荷台がちょうどそのままの荷物の出し入れの高さにあるような形でつながって、そういうふうに使っていくというようなことで、緊急時はともかくとして、基本的にはこの駐車場の中からアクセスをしていくという考え方です。以上です。

◆寺坂寛夫 委員長 先ほど、傍聴 1 名の方、許可しておりますので、御報告いたします。

そのほかございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 そうしますと、じゃあ、次の項目です。観測井の水質調査の結果についてお願いいたします。

尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 観測井の水質調査の結果ということで御報告させていただきます。資料 3 の A 3 判の横の資料となります。

9 月議会の特別委員会のときに観測井の調査をさせていただきということで進めてきております。10 月の 28 日から 3 月 20 日までの期間で調査をしました。この観測井の水の採取につきましては、12 月と 3 月に行っております。

1 番になりますけども、まず、(1) の位置です。位置につきましては、四隅ですけども、ナンバー 1 からナンバー 8 というふうにつけておりますが、各箇所、角に 2 本ずつ浅い井戸と深い井戸を掘っております。(2) ですけども、採水位置、この浅い井戸につきましては、採水位置が、ナンバーは奇数のところになりますけども、大体、GL マイナスの 6 メートルから 11 から 13 メートルぐらいです。深いほうの井戸につきましては、ナンバーは偶数の位置になりますけども、大体 22 メートルから 30 メートルぐらい、14 メートルぐらいのところもありますね。ということで、ここにつきましては、耐水帯と言っておりますが、地下水の流れが 2 層にわたっておりますので、浅い井戸と深い井戸を採取するというところで行っております。

2 番です。水質分析の結果ですけども、まず、(1) として、流向流速です。これは、3 月 13 日に、この各観測井のところでも流速、あと流向の測定をしております。ナンバー 1 の流向は 217.7

度、流速0.03センチ、これは1分当たりですね。これは、ナンバー1のほうの平面図に表示しておりますが、丸い中に矢印を、青い線で矢印をつけております。この平面の右の下に方向を表示しておりますが、Nのほう、北のほうですね、上のほうが零度で、右の、Eと書いておりますが、東側が90度、南側の、Sって書いておりますが、下のほうが180度という角度になりますので、1のほうの217.7度っていうのは南のほうの180度に近いところですよということで、ナンバー1のところの矢印は下のほうに向いてます。ナンバー2は89.9度ですので、東のほうを大体向いているというようなことで表現がされております。流速につきましては、0.005から0.04というような、わずかというんでしょうか、動きがありますということです。平面図のほうの矢印の長さは、この流速については表示はされておきませんので、同じような長さで表現されていきますので、ゆっくりのところと少し速いところっていうようなことで、表で見ていただくしかありません。

続きまして、(2)の水質分析のほうになります。水質の分析の水につきましては、12月と3月に試料を採取して、土壌汚染対策法が定める第二種特定有害物質、これについては、ヒ素を含んだ有害物質ということで試験をしております。1回目が12月16日に採取したものを測定しておりますが、ナンバー6のみ、フッ素及びその化合物ということで、基準値をわずかに超過したところがあります。ヒ素につきましては、該当ありませんでした。基準値以内でした。2回目につきましては、3月3日に採取して測定しておりますが、全て基準値以内でした。このフッ素につきましては、表の下のほうに書いておりますが、鳥取県が平成24年に行って公表した水質測定結果の中で、寿町、片原、戎町、南吉方でフッ素、ホウ素が環境基準に適合しない井戸が確認されております。理由としては、温泉水の混入等による自然的要因ではないかということと推測されておきまして、この場所のフッ素につきましても、同様の原因であると推測されるのではないかということになります。

説明としては、以上になります。

◆寺坂寛夫 委員長 委員の皆様、質疑、御意見等ございましたらお願いいたします。

伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 済みません、ちょっと今さらになるかもしれませんが、この観測井の位置なんですけど、敷地の四隅に深いのと浅いのをつくって観測すると、そういうことをずっと聞いてきたんですけど、済みません、その隅っていう場所の捉え方なんですけど、右側の7番、8番のところですね、これが、1、2と比べても、ちょっと隅と、何かちょっと上のほうに上がっているような気がしますし、このことはなぜかっていうのをちょっと教えてもらえますか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 先ほど資料2の図面のほうで説明させていただきましたが、これの1枚目ですね。ちょうどこの角のところは隅切りの場所に当たっておりまして、ちょっと離れたところで測定しているということになります。ですから、現状ではちょっと離れているようなんですけども、将来的にはぎりぎりのところになると思います。

◆伊藤幾子 委員 敷地のぎりぎり。ああ……。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 そういうことです。工事をしてから2年間、測定する予定ですので、

工事中もずっと測定をしていきますし、工事をしてからもということですので、道路にかからないところに設置したということになります。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 わかりました。道路にかからないというところで、それで、ちょっといつのころかは忘れましたが、その角の隅切りのところをちょっと深くするとか、何かそういった話が出ていたと思うんですけど、きょう具体的に図面でこれだけ角を切りますよっていうのを示されたんですが、この井戸を掘るときに恐らく隅切りをもうちょっとやらないといけないうって話話が既にあって、そこを考えてここの場所にしたという理解でいいのかどうか。

◆寺坂寛夫 委員長 尾坂次長。

○尾坂和昭 庁舎整備局次長 隅切りはあるっていうのはわかっていたんですけど、どれぐらいっていうのはわかりませんで、多少余裕を持って設定はしたところですよ。そのとおりです。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほか。

長坂委員。

◆長坂則翁 委員 参考までにちょっと教えてください。この観測井の関係で、水質分析等の結果ということで、流向、流速の関係が記載されとるんですが、流向の関係はよくわかりませんが、例えば流速なんかは、これ、何か基準値っていうのがあるのかなのか、その辺、例えば基準値があって、それを超えると対策を打たなくてはならないとか、そういったことはあるんですか、ないんですか、どうなんですか。

◆寺坂寛夫 委員長 小林局長。

○小林俊樹 庁舎整備局長 特に基準値はありません。この目的は本来、どちらかというと、その流向や流速を調べたいというよりも、この工事をする土地でヒ素及びその化合物というのが検出をされているので、工事をする中で、そのヒ素が水に溶け出して地下水に影響を与えないよというのを目的にしていまして、その前段として、そもそも今の水質がどうなのかというのを把握した中で、工事中でそれが変化をしちゃいけないので、しないようにやっていきますということをやっているんですけども、この流向や流速を調べたのは、そもそも季節変動とかもあって、水も1カ所にとどまっているわけではなくて、どこに流れていくかということがあるので、仮に汚染が出たとしても、敷地内の汚染によって出たのか、敷地外から来て汚染が出ているのかということもまた調べなければいけないところがあって、この矢印を調べたというのは、ある意味、この結果がわかったことで、どちらかというと、その3番、4番とか5番、6番で汚染が出たということになると、これは外から来ているもので汚染が出ている。一番、この図でいうと、7番、8番みたいなどころからヒ素が出るような場合には、この工事によって、この敷地内の影響で汚染が出ている可能性があるというようなことが知りたいということがあってしているというのがありますし、流速は、そんなに意味を大きく持つものではないですけど、実際、どれぐらいの速度で地下水が動いているのかなというのが参考として知っておければいいということをやったものですけど、この例えば1番の0.030、1分間ですけど、60分で60倍したところで、1時間に1.8センチしか動いてないということがわかったということなので、水の流れ自体は非常に少ないような状況で、そこだけを把握しておけば、今後何かあっ

たときに推測がしやすいということで、一定の基準があってどうこうということではないということですが。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 そうしますと、3番のその他ですが、何かありますか。

（「ないです」と呼ぶ者あり）

◆寺坂寛夫 委員長 ないですね。

ないようですので、以上をもちまして、第33回新庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。皆様、御苦労さまでした。

午前10時53分 閉会